

第3次府中市空家等対策計画(案)の前協議会からの変更点について

番号	ページ番号	変更点
1	P20	第3章の2、基本方針1の本文1行目の書きぶりを「 相続であることから、居住段階からの空家等の発生 の予防に重点的に取り組みます。」と修正しました。
2	P23	第4章の1－3本文に、「 家族信託 」に関する記述を修正しました。
3	P25	第4章の2－4本文及び具体的な取組欄に、「 所有者不明土地建物管理人 」を追加しました。
4	P26	第4章の(3)基本方針3に、「 3－3空家等の市場流通を促進する民間事業者等との連携 」という項目を追加。
5	P30	③民間事業者・専門家団体等に、「 土地家屋調査士 」を追記しました。
6	P32	資料編1「空家等対策の推進に関する特別措置法」の表記方法を1ページにつき2段組にしました。
7	P41	従前の資料編2「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(概要)」、資料編3「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)(概要)」を削除し、新たに資料編2として府中市の「 特定空家等及び管理不全空家等の判断基準 」を掲載することに変更しました。